

第5章 良好な環境を支える共通施策の推進

第1節 環境基本条例の制定

1 条例制定の趣旨

生活排水等による水質汚濁や廃棄物等の増大，あるいは地球温暖化等の地球環境問題等の新たな環境問題に適切に対処するためには，従来の事業者に対する規制的手法だけでは対応が困難であり，行政，事業者，県民がそれぞれの立場，役割に応じて，自主的積極的に環境の保全及び形成に取り組むことが必要です。

このため，ライフスタイルや社会経済活動全体が環境に配慮されたものとなるよう，県民，事業者，行政それぞれの責務を明らかにするとともに，公害の防止，自然環境の保全，地球環境の保全などに関する各種施策を推進するに当たっての基本理念や基本方針を定めた環境基本条例が制定され，平成11年4月1日から施行されています。

2 全体構成

○前 文

1 総 則

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 基本理念
- (4) 県，市町村，事業者，県民の責務
- (5) 相互連携
- (6) 年次報告書

2 環境の保全及び形成に関する基本的施策

- (1) 環境の保全及び形成に関する施策の基本方針
- (2) 環境基本計画
- (3) 環境の保全及び形成のための施策等
 - ① 施策の策定等に当たっての配慮
 - ② 情報の提供
 - ③ 環境学習等の推進及び自発的活動の促進
 - ④ 環境影響評価の推進
 - ⑤ 規制の措置及び監視等の体制の整備
 - ⑥ 調査研究等の推進
 - ⑦ 資源の循環的な利用の促進等
 - ⑧ 地域の特性を生かした快適な環境の形成
 - ⑨ 事業者及び県民への支援
 - ⑩ 原子力発電所周辺地域における環境放射線の監視，測定等
- (4) 地球環境保全の推進

○ 附 則

第2節 環境基本計画の推進

県では、健やかでうるおいのある豊かな環境を目指して、21世紀を展望した本県環境行政の基本目標を示すとともに環境保全施策の基本的方向を明らかにした「鹿児島県環境基本計画」を平成10年3月に策定し、この計画に基づいて各種の取組を進めてきました。

しかしながら、計画策定後6年が経過し、地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けた取組が進展してきており、また、希少野生生物の保護や奄美群島の世界自然遺産登録への取組など環境を巡る状況の変化や新たな課題が生じてきており、これらに適切に対応する必要があることから、平成16年3月に計画を改定しました。（図5－1）

改定した計画では、引き続き

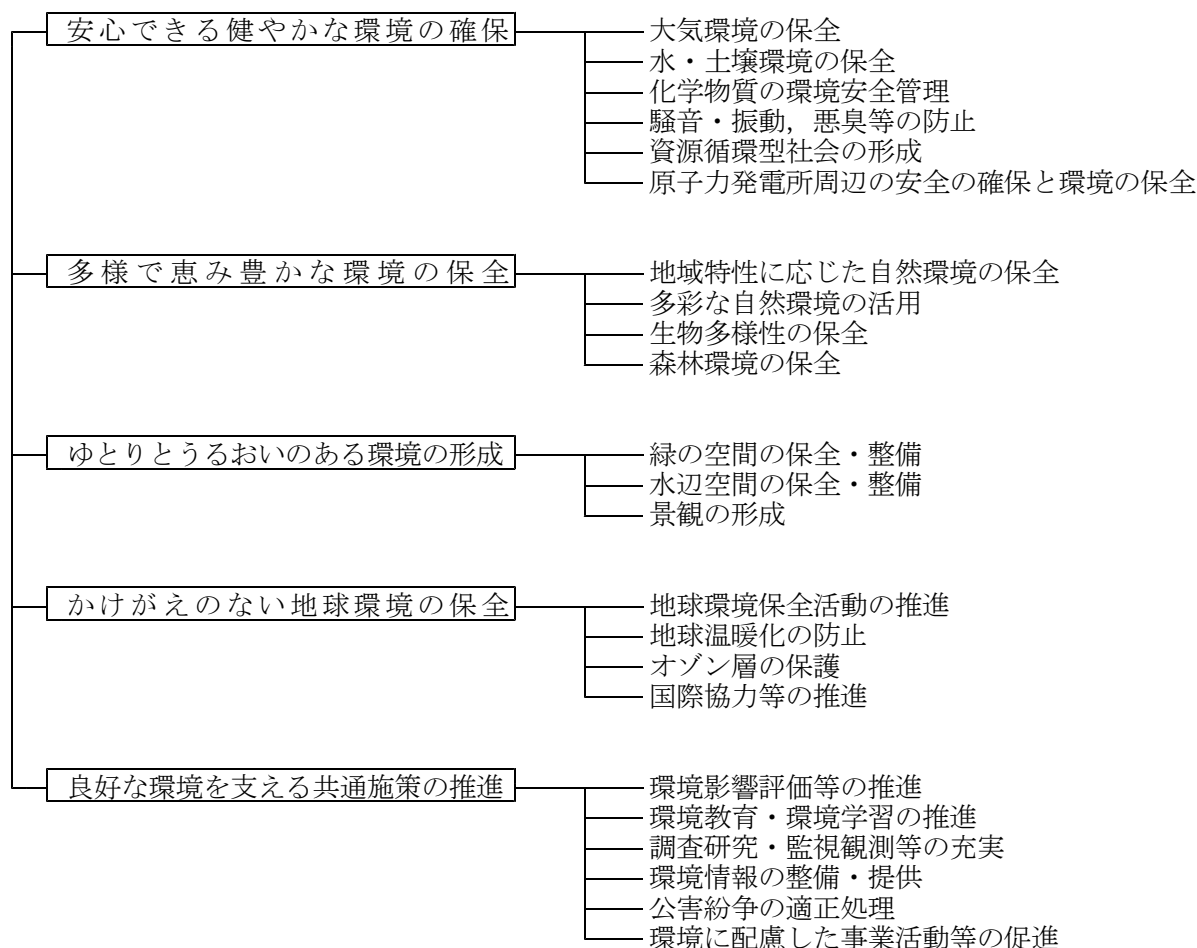
- ・「環境にやさしい鹿児島（循環）」：環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の実現
- ・「自然とともに生きる鹿児島（共生）」：自然と人間が共生する地域社会の実現
- ・「未来と地球に貢献する鹿児島（参加）」：あらゆる立場の人たちが環境保全活動に参加する地域社会の実現

の3つを基本目標とし、5つの環境保全施策及び13の重点施策を掲げ（図5-1）、施策相互の連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を展開することとしています。

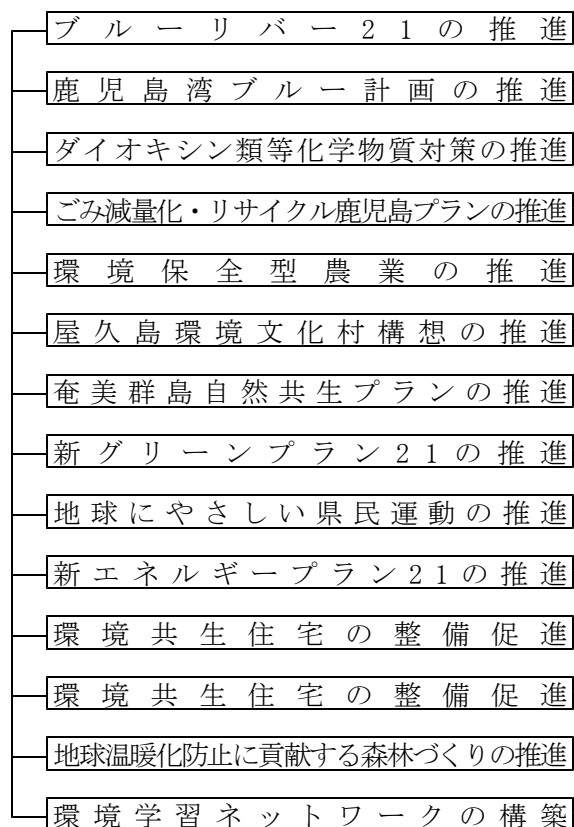
なお、計画の期間は、平成16年度（2004年度）から平成22年度（2010年度）までの7年間です。

図5－1 環境基本計画における施策体系（改定後）

○環境保全施策



○環境保全に関する重点施策



第3節 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

1 環境影響評価

国においては、環境影響評価を実施する前に、その方法について住民、知事等の意見を聴いて決める手続きの導入や対象事業を定めた環境影響評価法を平成9年6月に公布し、平成11年6月から全面的に施行しました。

本県においては、環境影響評価法との整合を図るとともに、本県の特性を勘案した鹿児島県環境影響評価条例を平成12年3月に制定し、平成12年10月から全面施行しました。

(表5-1)

表5-1 環境影響評価の対象事業及び規模

種 類	上：法第1種事業規模 下：法第2種事業規模	条例一般地域 規 模	条例特定地域 規 模
高速自動車国道	すべて		
道路	4車線（一般国道）	4車線	4車線
一般国道、県道	10km以上	6km以上	4km以上
市町村道、農道	7.5km以上10km未満		
林道	（大規模林道）	幅員6.5m	幅員6.5m
	幅員6.5m, 20km以上	10km以上	7km以上
	幅員6.5m, 15km以上20km未満		
ダム、堰、湖沼水位調節施設、放水路	100ha以上	40ha以上	30ha以上
	75ha以上100ha未満		
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道及び新設軌道	10km以上	5km以上	3km以上
	7.5km以上10km未満		
飛行場	2,500m以上	1,250m以上	900m以上
	（延長500m以上）	（かつ、延長が）	（かつ、延長が）
	1,875m以上	250m以上	180m以上
	（延長375m以上）		
水力発電所	3万kw以上	1.5万kw以上	1.1万kw以上
	2.25万kw以上3万kw未満		
火力発電所	15万kw以上	7万kw以上	5.5万kw以上
	11.25万kw以上15万kw未満		
地熱発電所	1万kw以上	0.5万kw以上	0.35万kw以上
	0.75万kw以上1万kw未満		
原子力発電所	すべて		
廃棄物最終処分場	30ha以上	10ha以上	8ha以上
	25ha以上30ha未満		
公有水面の埋立及び干拓	50ha超	20ha以上	16ha以上
	40ha以上50ha以下		
土地地区画整理事業	100ha以上	40ha以上	30ha以上
	75ha以上100ha未満		
新住宅市街地開発事業	100ha以上	40ha以上	30ha以上
	75ha以上100ha未満		
流通業務団地造成事業	100ha以上	40ha以上	30ha以上
	75ha以上100ha未満		
住宅用地の造成		40ha以上	30ha以上
工業団地の造成		40ha以上	30ha以上
農用地の造成又は改良		造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上
ゴルフ場の建設		すべて	すべて
養豚場の建設		豚房 ※7,500㎡以上	豚房 ※5,500㎡以上
工場等の建設		総排出ガス量 20万■/時以上 又は総排水量 5,000■/日以上	総排出ガス量 15万■/時以上 又は総排水量 3,750■/日以上
その他土地改変		40ha以上	30ha以上
港湾計画	埋立・掘込面積300ha以上	120ha以上	90ha以上
	2種事業設定なし		

※ 平成15年9月1日施行

鹿児島県環境影響評価条例の特定地域

①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区

韓国岳・新燃岳周辺、佐多岬周辺、屋久島宮乃浦岳周辺、宇検村湯湾岳周辺等

②自然公園法による特別地域（国立公園、国定公園）

韓国岳・新燃岳・霧島温泉周辺、桜島の大平、屋久島の中心部及び西部林道周辺、池田湖・開聞岳周辺等

③自然公園法による海中公園地区（国立公園、国定公園）

桜島沖小島地先、佐多岬枕榔島地先、大島海峡内等

④自然環境保全法による特別地区

稲尾岳

⑤自然環境保全法による海中特別地区

（現在、県内では、海中特別地区の指定はない）

⑥種の保存法による生息地等保護区のうち管理地区

蘭牟田池

⑦県自然環境保全条例による特別地区

木場岳

⑧県立自然公園条例による特別地域

蘭牟田池、住吉池周辺、吹上浜、坊津町海岸、高隈山等

2 土地開発行為に係る事前協議

県では、県土の無秩序な開発を防止し適正な土地利用を図ることを目的として「鹿児島県土地利用対策要綱」を、また、大規模な土地取引に対しては、関係法令の規制等について事前に指導するため「大規模取引事前指導要綱」を制定しています。

両要綱に定められた土地開発行為については、都市計画法、農地法、森林法等の個別規制法令に基づく許認可申請や届出の前に、事業計画の内容等について、「県環境基本条例」、「県環境基本計画」及びその他環境関係法令に基づき環境保全の観点から検討を行い、適切な指導を行っています。

また、国土利用計画法に基づき、土地の売買に際して、必要に応じ、環境保全面からの配慮事項について意見を述べています。

平成15年度の事前協議等の件数は、下記のとおりです。

- ・大規模取引等事前指導 …………… 1件
- ・国土法に基づく土地売買届 …………… 49件
- ・土地利用協議 …………… 1件

第4節 環境学習の推進

今日の環境問題を解決していくためには、県民一人ひとりの環境保全への理解と自主的・積極的な取組が必要です。特に子供たちが自主的に行う環境学習や環境保全実践活動を通じて環境保全の大切さを理解することが重要です。

このため県では、「鹿児島県環境学習推進基本方針」（平成2年度策定）に基づき、鹿児島県環境保全基金（4億円）の運用益を活用して、こども環境学習支援や環境学習アドバイザー派遣などにより環境学習の場の提供、環境保全意識の高揚や地域における環境保全実践活動の促進を図っています。

また、県教育委員会では、総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催や、文部科学省主催の「環境学習フェア」、「環境教育担当教員講習会」への教師派遣など指導者の育成に努めており、各学校においても、平成14年度から本格実施された「総合的な学習の時間」等を活用して、小学校で91%、中学校で88%の学校が「環境」を課題として取り組んだり、各教科等との関連を図った学習を推進したりするなど、全教育活動の中で環境教育を行っています。

1 環境学習ネットワークの構築

かごしま県民交流センターの「生命と環境の学習館^{いのち}」と他の環境関連施設とのネットワーク化を進め、同施設に県内の環境の状況や環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーの活用を推進しました。

2 県環境保全基金による事業

(1) こども環境学習支援

こどもエコクラブの会員を対象として、自然観察会やこどもエコクラブ間の意見交換会等を実施し、地域における自主的な環境学習や環境保全に向けた取組を支援しました。

① こどもエコクラブの概要

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子供たちが、地域において自主的に環境学習や

実践活動を行うことを目的に、小中学生数人から20人程度で結成されたクラブです。

県では、かごしま県民交流センター6階「生命と環境の学習館」内に事務局を置き、子供たちが地域の中で仲間と一緒に地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるように支援しています。（表5-2）

・クラブの活動内容

リサイクル活動，清掃活動，自然観察，水質調査，環境学習会など

表5-2 登録状況

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
市 町 村 数	8	10	10	12	23	16	17	22	28
エコクラブ数	12	18	17	80	153	128	177	111	108
会 員 数	169	262	227	732	1,530	1,236	1,544	1,584	1,772

② 主な支援事業

ア こどもエコクラブ交流会

実施日 平成15年8月2日～3日

場 所 県立霧島自然ふれあいセンター

参加者 10グループ（107人）

内 容 活動事例発表（テーマ：共生），意見交換，ワークショップ（「出水のツル」を題材にして野生生物と人との共生を考える），自然体験学習（ネイチャーゲーム等）

イ こどもエコクラブサポーター研修会

実施日 平成16年2月1日

場 所 かごしま県民交流センター6階「生命と環境の学習館」他

参加者 サポーター9人

内 容 ・野外活動における安全管理と活動の組み立て方（事故事例の判例研究，危険予知トレーニング他）
・省エネ実践活動模擬体験
・意見交換

ウ こどもエコクラブ活動事例集の作成配布

こどもエコクラブの活動を紹介した冊子を3,000部作成し，県下全小中学校などに配布しました。

(2) 環境学習アドバイザー派遣

市町村や企業，各種団体が実施する「環境学習講座」や「自然観察会」などに，アドバイザーを講師として派遣し，県民の環境保全意識の啓発と実践活動の促進を図りました。

① アドバイザーの委嘱・活動状況

環境保全，自然環境，生活環境などの分野に学識及び経験を有する県内の18名をアドバイザーとして委嘱しています。アドバイザーは，地域における概ね20名以上（観察会等は10名以上）の学習会，自然観察会等で講演や実施指導を行っています。

（表5-3，表5-4）

② 派遣状況

表 5－3

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
派遣回数	2	8	26	28	34	60	48	50	54
参加者数	55	1,662	3,014	3,633	4,243	6,983	4,882	4,764	5,484

③ 平成15年度の主催者別内訳

表 5－4

主 催 者	市町村	市町村教育委員会	学校	P T A	民間団体
派遣回数	2	6	15	4	27

3 屋久島における環境学習

屋久島環境文化財団では、世界自然遺産に登録された屋久島の自然をフィールドに、自然の大切さや自然と人とのかかわり（「環境文化」という。）を学ぶ環境学習事業を屋久島環境文化研修センターを拠点に展開しています。これまでの受講者数は、表 5－6 のとおりです。

また、環境学習の充実や屋久島の特色を活かした学習プログラムの開発を図るため、関係機関による環境学習ネットワーク会議のほか、屋久島の自然環境・歴史・民俗について学習する屋久島研究講座等を開催しました。

(1) 環境学習自主事業

① 屋久島自然体験セミナー

県内はもとより、全国の小・中学生、高校生、大学生、一般の方々を対象に、月 1 回程度、概ね 2 泊 3 日の日程で、屋久島の海、山、川などをフィールドに、野外活動を中心とする自然体験型の環境学習です。

毎回、テーマや研修内容、対象者を決め、全国に募集を行っています。

また、このほか主に島内の方々を対象に 1 泊 2 日程度のセミナーも実施しています。

② 一日研修

島内の方々を対象に、星空観察会（年 6 回）や環境省、上屋久町、屋久町と共催で行う“自然に親しむ集い”（年 5 回）などを実施しています。

③ 特別企画研修

屋久島のエコツアーガイド、観光業従事者等の資質向上を図るためのガイドセミナー、行政職員研修、教職員研修等を実施しています。

(2) 環境学習受入事業

小・中学校、高校、大学の教育活動の一環として、あるいは環境関係団体やエコツアー各種団体からの要請に応じて実施しています。

- ・短時間研修（少人数～80人、1～2時間）
- ・1日研修（10人～、宿泊を伴わない）
- ・宿泊研修（10人～40人、1泊2日）

（表 5－5）

表 5－5 環境学習受講者数

(単位：人)

区分 \ 年度		H11	H12	H13	H14	H15
自主事業	屋久島自然体験セミナー	209	188	222	244	170
	屋久島ふるさとセミナー	35	61	106	129	116
	1 日 研 修	442	476	380	327	503
	特 別 企 画 研 修	133	152	152	47	60
受入事業	短 時 間 研 修	274	416	658	304	171
	1 日 研 修	308	566	203	629	255
	宿 泊 研 修	1,024	1,075	1,338	1,418	1,634

4 生命と環境の学習館における環境学習

生命と環境の学習館^{いのち}は、旧県庁跡地に平成15年4月22日にオープンした「かごしま県民交流センター」の6階に生命の神秘や尊さ、地球環境の大切さを学ぶ場として整備された体験型の施設です。

また、本県における環境学習の拠点施設として、環境情報の提供、環境学習の場や機会の提供、環境保全活動リーダー等の人材育成、こどもエコクラブ鹿児島県事務局等などさまざまな機能を有しています。

展示ゾーンは、「生命と人と環境を考えるゾーン」、「テーマゾーン」、「明日を考えるゾーン」から構成され、各ゾーンは、気づき→理解→行動の3つのステップを通して、具体的な行動を実践できる人材を育成することを目指しています。

平成15年度の入館者は約97,000人、各種ワークショップや研修会等への参加者は延べ870名となっています。(表5－6)

表 5－6 ワークショップ・研修会等の実施状況

プログラム名	対象者	実施日等	参加者数 (延人数)
ペレットさんの大変身(ガス管リサイクル工作)	小学生以上	15回	490
この木?なんの木?きになる木?(子ども樹木医)	小学生以上	3回	45
カレットさんの大冒険(廃ガラスリサイクル工作)	小学生以上	4回	62
僕も!私も!名プロデューサー!(テレビコマーシャル制作)	小5～中学生	1回(4日間)	48
環境学習研修会(学校関係者向け)	教 員	2回	21
環境セミナー	18歳以上	1回(5日間)	38
プロジェクトワイルド指導者養成講座	18歳以上	1回(2日間)	42
プロジェクトワイルド・エデュケーター養成講座<本編>	18歳以上	1回(2日間)	34
プロジェクトワイルド・エデュケーター養成講座<水辺編>	18歳以上	1回	26
ネイチャーゲーム初級指導員・自然体験活動リーダー養成講座	18歳以上	1回(4日間)	64
		延べ42回	870

第5節 環境保全に関する普及啓発

1 環境の日及び環境月間

6月5日の「環境の日」は、事業者及び国民の間に環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、平成5年11月に公布、施行された「環境基本法」に基づき設けられました。そもそも、この「環境の日」は、1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」が6月5日から始まったことを記念して我が国の提唱により設けられた「世界環境デー」を踏まえたものです。

以来、我が国では、6月5日から11日までの1週間を「環境週間」として、また、平成3年からは、6月を「環境月間」として環境保全の普及啓発に努めています。

本県においても、関係機関団体の協力のもとに、環境問題に対する関心を高め、できることから行動に移す機会にするため、各種の関連行事を表5-7のとおり実施しました。

表5-7 環境月間関連行事

行 事 名	内 容	主 催	場 所	期 日
地球にやさしい 県民運動推進大会	講演、環境保全活動団 体の表彰等	鹿児島県地球にやさし い県民運動推進会議 (事業者団体、民間団 体等約220団体)	鹿児島市	平成15年6月10日
環境教育授業	樹木の大气浄化能力調 査及び大気測定車見学	鹿児島県	鹿児島市	平成15年6月5日
小規模事業場等 排水対策現地指導	小規模事業場等の排出 水に対する現地指導を 行い、水質保全意識の 高揚を図る	鹿児島県	曾於郡末吉町及 び財部町	平成15年6月16日 ～17日
霧島連山自然保 護合同パトロー ル開始式	霧島屋久国立公園の霧 島地区で高山植物盗採 防止のための巡視と空 き缶清掃	鹿児島県霧島連山自然 保護協議会	霧島屋久国立公 園霧島地区内	平成15年6月1日
ウミガメ保護パ トロール	ウミガメ保護パトロール	鹿児島県	県内のウミガメ の上陸する海岸	平成15年5月～8月

2 みんなで創るかごしまのみどり推進

みどり豊かな県土づくりを推進するために策定された「新グリーンプラン21（県緑化基本計画）」の実現に向けて、県民参加によるみどりづくりを推進するため、緑の少年団の活動促進や地域における緑化実践活動を助長するとともに、2月1日から4月30日までを「緑化強調期間」と定め、緑化推進運動を集中的に実施し、緑化の普及啓発を行っています。

3 「森へ行こうよ」野外活動促進事業

みどりは人間にとって、国土の保全、水資源のかん養、学習・レクリエーション活動の場等人々の安全で快適な生活環境を確保するうえで、重要な役割を果たしています。

県では、県民のみどりに対する理解を深める機会を充実させ、自然とふれあいを通じて、その恩恵に感謝し、みどりを守り育てる意識を高揚させることにより、県民参加のみどりづくりを促進するための事業を実施しています。（表５－８）

表５－８ 平成15年度「森へ行こうよ」野外活動促進事業開催イベント

イベント名	時 期	場 所	内 容
みどりの感謝祭	平成15年４月29日	県民の森	緑の少年団活動発表、森の散策、森の音楽会、緑の教室、薬草教室、苗木配布、施設開放
森の秋まつり	平成15年10月19日	県民の森	森の散策、木工教室、アトラクション、緑の教室、苗木配布、施設開放

４ 空き缶散乱防止対策

（１）市町村の活動

平成15年度末現在、県下18市町が空き缶散乱防止のための条例を制定しているほか、要綱の制定、協議会の設置、各種啓発事業などが進められています。

（２）県の活動

平成15年度は、各種の散乱防止対策が円滑に進められるよう、清掃美化事業を実施している関係各課と連携をとっているほか、７～８月を「九州各県空き缶散乱防止対策キャンペーン期間」とした、九州統一のポスターやラジオスポットによる県民への啓発や統一美化活動実施の呼びかけなどを行いました。

５ 全国星空継続観察（スターウォッチングネットワーク）

全国星空継続観察は、環境省が各自治体や天文クラブ等の協力を得て、昭和63年から実施しているものであり、星空の観察という身近な方法により、大気環境の状況を調査するとともに、大気環境保全の重要性について考えていただくことを目的としています。

平成15年度は全国で夏期456団体、冬期346団体が参加しており、本県においても夏期６団体、冬期３団体が参加しています。（表５－９）

表５－９ スターウォッチング結果

①平成15年度夏期分（H15. 7. 29～8. 11）

団 体 名	市 町 村	観 察 場 所	等級平均値
出水アマチュア天文同好会	出 水 市	上 場 コ ス モ ス 園	9.8
伊集院町星の少年団	伊集院町	上 神 殿 公 民 館	－
せんだい宇宙館	川 内 市	せんだい宇宙館	7.9
小さな宮田美術館 流星会	坊 津 町	小さな宮田美術館	10.4
トカラ列島中之島天文台	十 島 村	中 之 島 天 文 台	9.2
福山小学校 ４年生	福 山 町	福 山 小 学 校	－
		全国観察地点の平均	8.3

②平成15年度冬期分（H16. 1. 11～1. 24）

団 体 名	市 町 村	観 察 場 所	等級平均値
伊集院町星の少年団	伊集院町	上 神 殿 公 民 館	9.1
せんだい宇宙館	川 内 市	せんだい宇宙館	8.5
小さな宮田美術館 流星会	坊 津 町	小さな宮田美術館	11.0
全国観察地点の平均			8.3

※ 等級平均値は、天体を地上で観測した時の見かけの明るさを示した数字。数字が大きいほど暗い星まで見える。

第6節 調査研究・監視測定等の充実

1 試験研究機関

環境保健センターは、環境の保全や保健衛生に係る行政を技術面から支援する試験研究機関として、平成12年4月1日に従来の環境センターと衛生研究所を統合して設置されました。

また、原子力発電所などが立地する地域の環境汚染防止の監視調査等を行うため、環境保健センターの支所として昭和56年7月に川内環境監視センターが設置されています。

これらの機関は、監視機能と調査・研究機能を持っていますが、特に環境保健センターは、環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能も備えています。（資料編14）

(1) 監視機能

環境大気や公共用水域などの環境監視や工場・事業場の排出基準監視を行うほか、原子力発電所周辺地域における空間放射線や県下の環境大気については、テレメータによる常時監視を行い、その結果を解析・評価しています。

(2) 調査・研究機能

環境汚染の実態や汚染機構の解明、汚染の防止、環境影響・環境保全対策に係る調査など地域特性に応じた調査研究を行っています。

(3) 環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能

大気、水質、放射線などに関する環境情報並びに産業活動や人口の分布など社会状況に関する情報を収集し、総合的な解析・評価を行い、環境行政の各種施策を支援しています。

第7節 環境情報の整備・提供

平成15年度版県環境白書について、関係機関の他、県内図書館、大学等へ配布するとともに、県のホームページにも掲載し、本県の環境に関する情報提供を行いました。

また、環境保健センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集・処理し、保管するとともに、各種の統計解析や予測評価を行いながら、環境監視、環境管理、環境アセスメント、調査・研究など環境保全の推進を支援しています。

第8節 公害紛争の処理等

1 公害紛争処理制度

(1) 制度の趣旨

公害紛争を民事訴訟のみで争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題がありました。

このため、公害紛争の迅速・適正な解決を目的に、公害紛争処理法が昭和45年に制定され、司法救済を補完するものとして公害紛争処理制度が設けられました。

(2) 制度の概要

公害による被害の防止や損害賠償などの紛争処理の専門機関として、国に公害等調整委員会が設置されています。

また、県では、公害紛争処理法を受けて制定された鹿児島県公害紛争処条例により、昭和45年12月19日に鹿児島県公害審査会が設置(現在9名の委員で構成)されています。

(資料編2-(2))

(3) 公害苦情相談員

公害に関する苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階的性格を持っていますが、その迅速かつ適切な処理は、将来における公害紛争を未然に防止し、住民の生活環境を保全するために極めて重要です。

このような観点から公害紛争処理法では、都道府県及び市町村に対して公害に関する苦情の窓口としての苦情相談員を設置するよう規定しています。

県では、この規定に基づき環境政策課、環境管理課、環境整備課及び各保健所に公害苦情相談員を配置し、公害に関する苦情について、住民の相談に応じるとともに、苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言を行うなど、公害苦情の適切な処理に努めています。

(表5-10)

表5-10 公害苦情相談員(平成15年度)

(単位：人)

区 分	公 害 苦 情 相 談 員			公害苦情処理事務を行う職員数※			計
		うち専任	うち兼任		うち専任	うち兼任	
県	34		34	15		15	49
市町村	1	1		250		250	251
計	35	1	34	265		265	300

※公害苦情相談員は除く

2 公害紛争事件

平成15年度は、県公害審査会への公害紛争処理事件の申請はありませんでした。

3 公害苦情

(1) 公害苦情事件数と種類別状況

平成15年度に地域住民から市町村や県の公害苦情の窓口到新規に寄せられた苦情件数は、

1,496件でした。

種類別にみると、典型7公害に関する苦情件数が660件（構成比44.1%）、典型7公害以外のものが836件（同55.9%）となっています。

典型7公害に関する苦情の内訳をみると、悪臭251件（同16.8%）、大気汚染142件（同9.5%）、水質汚濁137件（同9.1%）の順となっています。（資料編15－（1））

（2）受理機関別苦情件数

平成15年度に県及び市町村が新規に受理した苦情件数を受理機関別にみると、県が105件（構成比7.0%）市町村が1,391件（構成比93.0%）、となっております。

市町村別にみると、最も受理件数が多いのは鹿児島市と鹿屋市の216件、次に川内市の116件の順となっています。この3市で全体の3分の1を占めています。

（資料編15－（3））

4 公害防止（環境保全）協定

公害防止（環境保全）協定は、企業と地方公共団体、住民団体等の間で公害の防止のために締結するものであり、公害関係法令を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行うことにより、地域の生活環境を保全する有効な手段となっています。

（表5－11、表5－12）

表5－11 業種別の公害防止協定締結事業所数

（平成16年4月1日現在）

業種・事業所等別	農業等	鉱業	建設	食料品	衣料・繊維	木材・木製品	紙・パルプ	化学	石油・石炭製品	ゴム・皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電機等供給	産業廃棄物・処理場	その他	合計
件数	92	11	19	84	8	12	3	4	9	0	20	7	10	7	16	6	60	68	436

資料：環境省「平成15年度地方公共団体の環境保全対策調査」

表5－12 県・市町村及び企業との3者協定

企 業 名	締 結 年 月 日
新日本石油基地株式会社	昭和51年12月25日
九州電力株式会社	昭和56年7月22日
石川島播磨重工業株式会社	昭和59年3月23日
志布志石油備蓄株式会社	平成4年8月27日
日本地下石油備蓄株式会社	平成4年12月16日

第9節 環境に配慮した事業活動等の促進

1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るため補助金を交付しています。

① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、環境事業団及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（以下「制度資金」という。）の融資を受けた事業者（以下「事業者」という。）で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子（以下「利子」という。）を支払っているもの。

② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5パーセントになるまでの額

（資料編16）

2 企業における環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した事業経営を自主的に進めていくため、①当該事業所の活動や提供する製品・サービスが環境へどのような影響を与え、又は与える可能性があるかを把握し、環境保全に関する方針、目標を設定し②環境方針や目標達成に必要な組織を整備し、環境保全の取組を推進するとともに③環境目標の達成状況を点検し④その結果に基づき必要な見直しを行い、継続的な環境改善を図っていく一連の体制・手続きです。

このシステムに係る規格は、環境管理規格（ISO14001）として国際標準化機構（ISO）が定めています。

この規格の認証を受けることは、環境保全に向けた体制が整備されるとともに、「環境にやさしい事業所」として国内外にアピールする有効な手段となりますが、そのためには（財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証（審査登録）機関に申請して、審査を受ける必要があります。

なお、県内では平成16年3月末現在で、61事業所が認証を受けています。

県では、（財）かごしま産業支援センターにおいて、環境に配慮した企業活動が推進されるよう県内中小企業者を対象としたISO制度普及のための講習会等を開催しております。

今後とも関係団体と連帯を図りながらISO制度の普及・啓発に努めていきます。

（資料編17）

第10節 市町村における特色ある取組

「水と緑のきらめく快適都市」出水市は、国の特別天然記念物「ツル」の渡来地として全国に名を知られ、豊かな河川と緑豊かな大地、青い海に恵まれた北薩の中核都市です。

しかし、近年では廃棄物の不法投棄や不法処理、公共用水域の汚染等、環境への負荷が増大していることから、平成11年10月に出水市環境基本条例を制定しました。さらに、この条例に基づき資源循環型社会の構築による快適で住みよい生活環境づくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成14年3月に出水市環境基本計画を策定しました。

同市では、市民への環境保全意識の高揚、啓発を図るため、次のような事業に取り組んでいます。

○ ふるさと出水クリーン作戦

年に1度（概ね7月の日曜日）、市内の事業所やスポーツ少年団、各種団体等が参加し、河川敷や海岸線、道路敷などの一斉清掃を行っています。

この事業は、昭和56年度から実施しており、平成15年度で23回目の実施となりました。当初は、約3,700人の参加であったものが、最も参加者が多かった平成6年度及び平成7年度においては9,500人を超える市民の参加がありました。ここ数年でも7,000人を超える参加者があり、同市の夏の恒例行事となっています。

また、当日のごみの運搬については、地元の建設業組合も協力を行い、行政、市民、事業者が一体となって環境保全に取り組んでいます。

○ 環境講演会・フェスティバル

平成13年度から毎年度環境講演会を実施しています。講師には著名人を招き、環境に関するテーマで講演を行い、市民に環境保全への理解を深める機会としています。

また、環境フェスティバルは、毎年11月に行われる出水市大産業祭に併せて、環境関連製品を取り扱っている事業所や環境保全活動に取り組んでいる団体等のブースを設け製品や活動を紹介しています。

なお、平成15年度には、同市において県の環境フェアを実施しました。

○ ごみ処理容器等購入報奨金、合併処理浄化槽設置整備補助金制度

ごみの減量化対策として、電動生ごみ処理機やコンポスト、ぼかし容器、水切りバケツの購入者に対して報奨金制度を設けています。

また、生活排水対策として、合併処理浄化槽設置者に対して補助金制度を設けています。

なお、同制度では、同市も上乗せして助成しています。

○ 親子施設見学会

夏休みや冬休み期間中に小学生、中学生及びその保護者を対象として一般廃棄物最終処分場やし尿処理場の視察を行い、ごみの減量化や再資源化の必要性などを学習できる機会を提供しています。

○ 環境保全促進事業

鹿児島県緊急地域雇用創出特別基金事業を利用し、山間部を中心とした不法投棄防止パトロールや不法投棄の発見、廃棄物の撤去などを行っています。

